

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品（第三条—第九条）

第二款 業務用加工食品（第十一条—第十四条）

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準（第十五条—第十七条）

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品（第十八条—第二十三条）

第二款 業務用生鮮食品（第二十四条—第二十八条）

しょうゆ

次に掲げるもの（これらに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。

一 大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この表及び別表第四のしょうゆの項において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの（以下「しょうゆの項において「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの（以下「しょうゆの項において「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たんぱく質分解酵素）あつては、しろしようゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使

別表第三（第二条関係）	定義	用語	食品	海藻類
農産物缶詰 及び農産物瓶詰	農産物又はその加工品（調味したもの及びフルーツみつ豆に配合する場合の寒天を含む。）に充てん液を加え又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの（固形トマト及び農産物漬物に該当しないものに限る。）をいう。	農産物缶詰 又は農産物 瓶詰	農産物缶詰	(5) 海藻類
たけのこ 詰又はたけ のこ瓶詰	十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。以下この表及び別表第一の「たけのこ」（もうそうちく (<i>Phyllostachys pubescens</i> Mazei) の生鮮なたけのこをいう。以下この表及び別表第一の「たけのこ瓶詰	たけのこ 詰又はたけ のこ瓶詰	たけのこ	鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

用したものとを含む。以下別表第四及び別表第二十二の「しょうゆの項において「本醸造方式によるもの」という。）

二 もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たんぱく質を酸により処理したもの）をいう。以下この表及び別表第四の「しょうゆの項において同じ。」、酵素分解調味液（大豆等の植物性たんぱく質をたんぱく質分解酵素により処理したもの）をいう。以下この表及び別表第四の「しょうゆの項において同じ。」又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵させ、分解したもの）をいう。以下別表第四の「しょうゆの項において同じ。」を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（以下この表及び別表第四の「しょうゆの項において「混合醸造方式によるもの」という。）

三 一、二若しくは生揚げ又はこのうち二つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち二つ以

ウスターーソース類	ウスターーソース	生揚げ	さいしこみ しようゆ しろしょく ゆ	この表の中欄に掲げるしようゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしようゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するものをいう。
ウスターーソース類	ウスターーソース	生揚げ	さいしこみ しようゆ しろしょく ゆ	この表の中欄に掲げるしようゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしようゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したものをいう。
ウスターーソース類	ウスターーソース	生揚げ	さいしこみ しようゆ しろしょく ゆ	次に掲げるものであつて、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 一　野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレ又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの

- 86 -

うすくちし ようゆ	たまりしょ うゆ	この表の中欄に掲げるしようゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしようゆこうじの原料とするものをいう。
うすくちし ようゆ	うゆ	この表の中欄に掲げるしようゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしようゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌により糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したものという。
うすくちし ようゆ	うゆ	この表の中欄に掲げるしようゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしようゆこうじの原料とするものをいう。

- 85 -

しょうゆ	る。
名称	一　原料は、「大豆」、「米」、「大麦」、「はだか麦」、「とうもろこし」、「脱脂加工大豆」、「小麦」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、「調合みそ」であつて、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」を二種類以上混合したものにあつては、「米みそ」、「麦みそ」又は「豆みそ」と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示し、その文字の次に括弧を付して、当該みそに使用した原料の名称を原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 二　原料以外の原材料にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「かつおぶし粉末」等とその最も一般的な名称をもつて、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

- 231 -

別表第四（第三条関係）	精米時期
農産物苗詰	輸入時期
食品	玄米又は精米を輸入した年月日をいう。
水産物	しいたけ しいたけ
養殖	し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの
原木栽培	したけの子実体であつて全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去したけの子実体であつて全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去
菌床栽培	し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたもの
クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
表示事項	幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。
表示の方法	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

- 145 -

一 こいくちしようゆであつて、本醸造方式によるものは「こいくちしようゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「こいくちしようゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「こいくちしようゆ（混合）」と表示する。

二 うすくちしようゆであつて、本醸造方式によるものは「うすくちしようゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「うすくちしようゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「うすくちしようゆ（混合）」と表示する。

三 たまりしようゆであつて、本醸造方式によるものは「たまりしようゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「たまりしようゆ（混合醸造）」と、混合方式によるものは「たまりしようゆ（混合）」と表示する。

四 さいしこみしようゆであつて、本醸造方式によるものは「さいしこみしようゆ（本醸造）」と、混合醸造方式によるものは「さいしこみしようゆ（混合）」と表示する。

原材料名	
第三条第一項の表の原材料名の項に定めるほか、大豆にあつては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に表示し、アミノ酸液にあつては「アミノ酸	

- 233 -

- 232 -

別表第五（第三条関係）

食品	トマト加工品	トマトジュース	トマトミックスジュース	トマトケチャップ	トマトソース	チリソース	トマト果汁飲料	トマトピューレー	トマトペースト	トマトベースト	トマトピューレー	トマトベースト	トマトソース	チリソース	トマト果汁飲料	トマトピューレー	トマトベースト	トマトベースト	
ハム類	乾しいたけ																		
マカロニ類	マカロニ類	乾しいたけ																	
骨付きハム	骨付きハム	マカロニ類	乾しいたけ																

- 316 -

液」と、酵素分解調味液にあつては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあつては「発酵分解調味液」と表示する。

「中濃ソース」と、濃厚ソースにあつては「濃厚ソース」と、中濃ソースにあつては「ウスターソース」にあつては「ウスターソース」と、ウスターソースにあつては、「ウスターソース（こいくち）」と表示することができる。

だし、無塩可溶性固形分が三十三パーセント以上のウスターソースにあつては、「ウスターソース（こいくち）」と表示することができる。

使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。

一 野菜及び果実は、「野菜・果実」（野菜のみの場合は、「野菜」とする。）の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「たまねぎ」、「にんじん」、「トマト」、「りんご」、「デーツ」等とその最も一般的な名称をもつて表示する。ただし、表示する野菜及び果実の名称が四種類以上となる場合は、割合

- 234 -

食酢	ウスター ソース ウスター ソース	ドレッシング ドレッシング	ドレッシング ドレッシング	ドレッシング ドレッシング	ウスター ソース ウスター ソース
米酢	中濃ソース 中濃ソース	マヨネーズ マヨネーズ	中濃ソース 中濃ソース	マヨネーズ マヨネーズ	ウスター ソース ウスター ソース
	濃厚ソース 濃厚ソース	サラダクリーミードレッシング サラダクリーミードレッシング	濃厚ソース 濃厚ソース	サラダクリーミードレッシング サラダクリーミードレッシング	
	ツシングタ グ以外の半固体状ドレッシング	マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング マヨネーズ及びサラダクリーミードレッシング	ツシングタ グ以外の半固体状ドレッシング	ツシングタ グ以外の半固体状ドレッシング	
	イプ 調味料 ドレッシングタイプ 調味料	分離液状ドレッシング 分離液状ドレッシング	分離液状ドレッシング 分離液状ドレッシング	分離液状ドレッシング 分離液状ドレッシング	
米酢	ドレッシングタイプ 調味料				

- 322 -

			塩藏わかめ
			塩藏わかめ
			板わかめ
			板わかめ
みそ	米みそ	豆みそ	米みそ
豆みそ	麦みそ	豆みそ	麦みそ
豆みそ	調合みそ	豆みそ	調合みそ
豆みそ	こいくちしようゆ	豆みそ	こいくちしようゆ
豆みそ	うすくちしようゆ	豆みそ	うすくちしようゆ
豆みそ	たまりしようゆ	豆みそ	たまりしようゆ
豆みそ	さいしこみしようゆ	豆みそ	さいしこみしようゆ
豆みそ	しろしようゆ	豆みそ	しろしようゆ
豆みそ	こいくちしようゆ、うすくちしようゆ、たま	豆みそ	こいくちしようゆ、うすくちしようゆ、たま

- 321 -

		が推奨しているかのように誤認させる用語
		みそ
	「優選」、「優良」その他 「特級」、「上級」又は「標準」の用語と紹	1 食品衛生法施行規則（以下この表において「規則」という。）別表第一に掲げる添加物を使用したものにあっては、「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語
1 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）	2 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）	
3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。	3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造期間が当該用語の示す期間に満ちている場合は、この限りでない。	
4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語	4 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語	

が推奨しているかのように誤認させる用語

- 1 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、
等が推奨しているものであるかのように誤認させる用語

2 「天然」又は「自然」の用語（加温により醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについている場合は、この限りでない。）

3 醸造期間を示す用語。ただし、醸造時間が当該用語の示す期間に満ちていても、他の「天然醸造」の用語を除く。）

4 食品衛生法施行規則（以下この表において「規則」という。）別表第一に掲げる添加物を使用したものにあっては、「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語

食品	表示禁止事項
農産物缶詰及び農産物瓶	1 「天然」又は「自然」の用語 2 「純正」その他純粹であることを示す用語
トマト加工品	1 「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2 「天然」又は「自然」の用語
乾しいたけ	3 トマト果汁飲料における「トマトジュースドリンク」の用語 4 「特級」の用語と紛らわしい用語
農産物漬物	1 「名産」の用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したもの

- 500 -

2 「濃厚」の用語。ただし、しようゆの日本農林規格に規定するこいくちしようゆ、たまりしようゆ及びさいしこみしようゆの規格による格付が行われたものであつて次の表の区分に該当するしようゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。

3 混合方式によるものについての「醸」の用語（原材料名の表示に使用する場合を除く。）

4 「天然」又は「自然」の用語（本醸造方式によるものであつて、セル

二 火入れを行わず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行つたものについての「生」の用語

三 たまりしようゆの本醸造方式によるものについての「生引き」の用語

7 「減塩」の用語。ただし、しようゆ百グラム中の食塩量が九グラム以下のものは、この限りでない。

8 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によつて製造された製品であつて受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

区分	用語
----	----

ラーゼ等の酵素によつて醸造を促進したものでなく、かつ、規則別表第一に掲げる添加物を使用していないものについての「天然醸造」の用語を除く。）

5 「純」、「純正」その他純粹であることを示す用語（本醸造方式によ

るもの（セルラーゼ等の酵素によつて醸造を促進したものを除く。）であつて、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語を除く。）

6 「生」（「生き」）の用語を除く。以下この項において同じ。）、「生」又は「生き」の用語。ただし、次に掲げる用語を除く。

一 本醸造方式によるもの（セルラーゼ等の酵素によつて醸造を促進したものをお除く。）であつて、規則別表第一に掲げる添加物を使用しないもののうち、食塩以外のものを添加していないものについての

1 こいくちしようゆ又はたまりしようゆのうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

2 うすくちしようゆ又はしろしようゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであつて、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

3 さいしこみしようゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの

ウスター ソース類		

2	1	<p>特級のもの</p> <p>「特製」、 「特吟」</p> <p>その他のもの</p> <p>「上選」、 「吟」</p> <p>「上」、 「優選」、</p> <p>「優良」その他これに類似するもの</p> <p>〔濃厚〕</p> <p>こいくちしようゆ、たまりしようゆ又はさいしみしようゆのうち、全窒素分が特級の基準の数値に一・二を乗じて得た数値以上であるもの</p>
---	---	---

- 519 -

- 1 こいくちしようゆ又はたまりしようゆのうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの
- 2 うすくちしようゆ又はしろしようゆのうち、特級のものであり、かつ、砂糖類を添加していないものであつて、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの
- 3 さいしみしようゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであつて、全窒素分が特級の基準の数値に一・一を乗じて得た数値以上であるもの

〔特選〕

- 518 -